

4 施策展開

※以下の内容は構成イメージであって内容に関しては今後の策定委員会でお示しする予定です。

4-2 施策内容

施策内容について、施策の方向性の背景と方向性、基本的な施策を下記に示します。

【目標 1】 様々なライフステージにおいて安心・安全に移動でき、暮らせる

【基本方針 1-2】 災害に強いまちをめざした交通基盤の強化

【施策の方向性⑦】 防災性の強化

区民が安心・安全な生活を送れるよう、道路の防災・減災機能の強化、災害時の避難や救援活動に資する道路整備など、交通基盤の防災性の強化に取り組めます。

<基本的な施策>

⑦-1 都市計画道路等の整備

区の緊急輸送道路には、災害拠点病院への移動に迂回感のある区間や、踏切により交通の途絶が懸念される区間が存在しています。また、区内の住宅地には、細街路で形成される木造住宅密集地域もみられ、火災発生時に延焼被害が拡大する危険性も存在しています。

これらの災害リスクに対処するため、防災性の強化に資する都市計画道路の重点的な整備や市街地における細街路の拡幅等により、地震等に伴う火災の延焼防止機能の強化、災害時の避難経路や救援活動時の輸送ネットワーク機能の強化を推進します。

(主な取組み)

- ・ 緊急輸送道路の整備促進（前野中央通り、補助第 87 号線等）
- ・ 主要な都市計画道路（特定整備路線）の延焼遮断帯の形成（仲宿、前野町、赤塚等）
- ・ 細街路の拡幅・指導（仲宿、前野町、赤塚等）
- ・ 道路と鉄道の立体交差化（大山駅、上板橋駅等）

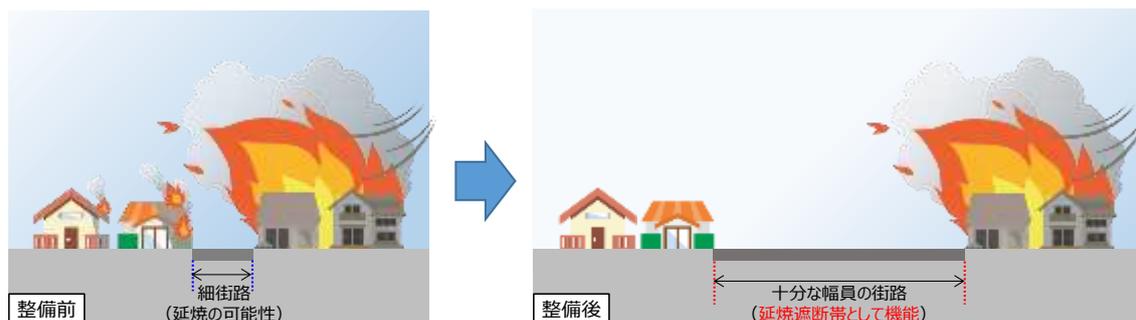


図 都市計画道路の整備による延焼遮断帯の形成イメージ

⑦-2 既存道路の防災性の強化

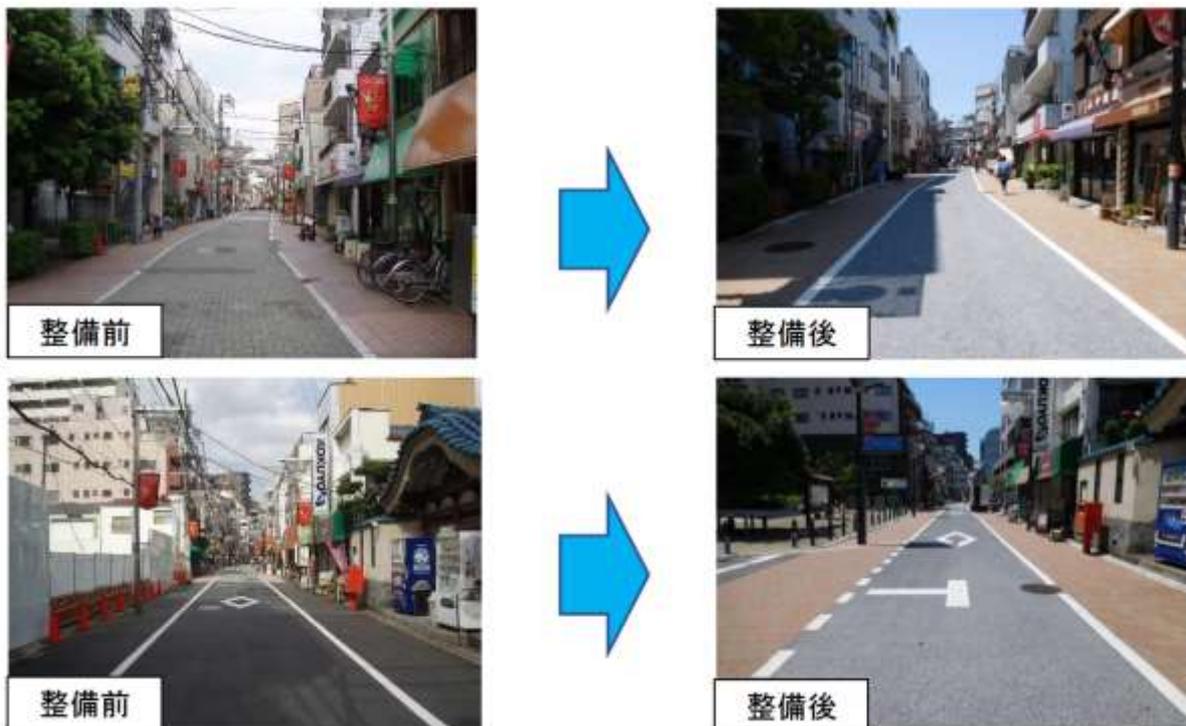
災害発生時の安全な道路空間の確保のため、区では無電柱化を図ってきましたが、区道の無電柱化率は0.33%（平成30年（2018年）4月時点）に留まっているのが現状です。これは東京都23区の無電柱化率8.0%と比較して低い水準となっています。また、危険なブロック塀の撤去が進んでいない道路も残されている状況です。

既存道路の防災性の強化に向けて、商店街や駅周辺等の多くの人が集まる市街地を中心に、災害時の啓開機能の確保や消防活動、避難の支障となる可能性がある障害物の撤去を推進します。

（主な取組み）

- ・道路等に面している危険なブロック塀の撤去
- ・無電柱化の推進（区画街路第8号線等）

【参考事例】板橋区内の無電柱化による整備例



出典：板橋区無電柱化推進計画（基本的な考え方）（案）

図 板橋区内の無電柱化による整備例（不動通り商店街）